

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	3
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	4
・ 外国債券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表	8
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	11
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	15
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	16
・ 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	19
・ 外国債券に関する業務規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	21
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	24

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券</u> について、<u>その利払期日 (利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日</u>に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の4日前 (休業日を除く。) の日</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p>8 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) <u>債券は、各債券の金額 (以下「額面」という。)</u> 100円につき、1銭とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>9 ~ 12 (略)</p> <p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 債券は、当取引所が定めるところにより、<u>額面1,000万円、額面100万円又は額面10万円</u>とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(利子の日割計算)</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) <u>利付転換社債型新株予約権付社債券</u> について、<u>当該利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日</u> (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の4日前 (休業日を除く。) の日</p> <p>4 ~ 6 (略)</p> <p>(呼値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 ~ 7 (略)</p> <p>8 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 債券は、<u>額面100円</u>につき、1銭とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>9 ~ 12 (略)</p> <p>(売買単位)</p> <p>第15条 売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 債券は、当取引所が定めるところにより、<u>額面1,000万円又は額面100万円</u>とする。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(利子の日割計算)</p>

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の利札の授受を行わないものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

第27条 利付債券及び利付新株予約権付社債券等の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利札の授受を行わないものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利札面に記載する利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(決済のために授受する金銭及び有価証券)</p> <p>第 6 条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために非清算参加者と指定清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通取引、発行日取引、業務規程第41条に規定する立会外分売に係る売買、同第46条の 2 に規定する立会外買付に係る売買、終値取引特例第 5 条第 2 号に規定する日に決済を行う終値取引及び相対交渉市場特例第11条第 2 号に規定する日に決済を行う相対交渉取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る決済</p> <p>決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年 1 月10日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている円貨建外国債券については、株式会社証券保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする決済から改正後の規定を適用する。</p>	<p>(決済のために授受する金銭及び有価証券)</p> <p>第 6 条 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく有価証券の売買の決済のために非清算参加者と指定清算参加者との間で授受する金銭の額及び有価証券の数量は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通取引、発行日取引、業務規程第41条に規定する立会外分売に係る売買、同第46条の 2 に規定する立会外買付に係る売買、終値取引特例第 5 条第 2 号に規定する日に決済を行う終値取引及び相対交渉市場特例第11条第 2 号に規定する日に決済を行う相対交渉取引（それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。）に係る決済</p> <p>決済日を同一とする同一非清算参加者の総売付代金と総買付代金の差引額及び銘柄ごとの有価証券の売付数量と買付数量の差引数量（<u>円貨建外国債券の普通取引（過誤訂正等のための売買を含む。）については、銘柄ごとの売付数量と買付数量につき、当取引所が定めるところにより差引計算を行い算出した数量</u>）</p> <p>(2) (略)</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託(次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。)をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、<u>商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)を行っているものをいう。以下同じ。)について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p>(3)~(5) (略)</p>	<p>(委託の際の指示事項)</p> <p>第6条 顧客は、有価証券の売買の委託(次条及び第7条に規定する有価証券の売買の委託を除く。)をする場合には、その都度、次の各号に掲げる事項を取引参加者に指示するものとする。</p> <p>(1)~(12) (略)</p> <p><u>(13) 円貨建外国債券(転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債券のうち、商法第341条の3第1項第7号及び第8号に係る決議(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第1条の2第3項に規定する委員会等設置会社</u>にあっては、執行役の決定を含む。)を行っているものをいう。以下同じ。)を除く。以下同じ。)のうち売買単位を額面10万円とする銘柄の額面100万円の券種の売付けであるときは、その旨</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を取引参加者に交付するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 優先株について、新たな転換条件により売買を行う期日として取引所の定める期日及び転換社債型新株予約権付社債券について、新たな行使条件により売買を行う期日として取引所の定める期日</p> <p>(3)~(5) (略)</p>

(6) 利付債券（国債証券及び新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日（利払期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日）に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（取引所の休業日を除く。）の日

3～5（略）

（利子の日割計算）

第15条 利付債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付新株予約権付社債券等の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2（略）

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第19条 取引参加者に売付けの委託（債券（新株予約権付社債券等を除く。）の売付けの委託を除く。）をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、受益証券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券（受益証券を除く。以下この条において同じ。）の当日取引による売付けの委託において、受託取引参加者が同意した場合にお

(6) 利付転換社債型新株予約権付社債券について、当該利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。）の4日前（取引所の休業日を除く。）の日

3～5（略）

（利子の日割計算）

第15条 債券（新株予約権付社債券等（新株予約権付社債券並びに同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして上場されたものをいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の売買のうち利付債券の売買並びに利付新株予約権付社債券等の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2（略）

（引渡有価証券の券種及び組合せ）

第19条 取引参加者に売付けの委託（国債証券の売付けの委託を除く。）をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、受益証券、債券及び新株予約権付社債券等については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券（受益証券を除く。以下この条において同じ。）の当日取引による売付けの委託及び債券の売付けの委託（第5号に定める売付けの委託を除く。）に

いては、他の券種の有価証券によることができる。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

(4) (略)

2 (略)

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第25条 (略)

2 債券(国債証券及び新株予約権付社債券等を除く。)の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程に基づき取引参加者と顧客との間で締結される契約によるものとする。

3 (略)

4 (略)

(口座振替による受渡し)

第26条 (略)

2 (略)

3 取引参加者は、顧客から債券(国債証券及び新株予約権付社債券等を除く。)の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座の振替(非課税扱いの条件が付された売買の決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同じ。)により行うものと

において、受託取引参加者が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 債券の売付け(次号に定める売付けを除く。)については、額面金額が売買単位の券種の債券又は他の券種の債券で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位となるように組み合わせたもの

(5) 顧客が第6条の規定に基づき売付円貨建外国債券の券種について指示を行った売付けについては、当該指示に係る券種の円貨建外国債券

(6) (略)

2 (略)

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第25条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(口座振替による受渡し)

第26条 (略)

2 (略)

(新設)

3 取引参加者は、顧客から国債証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る国債証券の受渡しを、その口座の振替(非課税扱いの条件が付された売買の決済にあっては、非課税口座の振替。以下この条において同

する。ただし、顧客が当該取引参加者以外の者に開設している同法に基づく口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

5 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券（国債証券及び新株予約権付社債券等を除く。）については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。

じ。)により行うものとする。ただし、顧客が当該取引参加者以外の者に開設している同法に基づく口座の振替により国債証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

4 (略)

外国債券に関する業務規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 外国債券の売買立会の区分及び売買立会時は、<u>午後 1 時30分から 2 時まで (半休日においては午前10時から10時30分まで) の間において、銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第 3 条 削除</p> <p>(円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位)</p> <p>第 5 条 円貨建外国債券 (額面金額及び利子が本邦通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。) の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(円貨建外国債券の個別競争売買)</p> <p>第 6 条 円貨建外国債券の個別競争売買は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(売買立会の区分及び売買立会時)</p> <p>第 2 条 外国債券の売買立会の区分及び売買立会時は、<u>次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>額面金額及び利息が本邦通貨で表示されている外国債券 (以下「円貨建外国債券」という。) の売買</u> <u>午後 1 時30分から 2 時まで (半休日においては午前10時から10時30分まで) の間において、各銘柄ごとに各 1 回の約定値段が決定されるときまでとする。</u></p> <p>(2) <u>額面金額及び利息が本邦通貨以外の通貨で表示されている外国債券 (以下「外貨建外国債券」という。) の売買</u> <u>午後 1 時30分から 2 時まで (半休日においては午前10時から10時30分まで) の間において、各銘柄ごとに 1 回の約定値段が決定されるときまでとする。</u></p> <p>(円貨建外国債券の売買における呼値の最低数量)</p> <p>第 3 条 <u>円貨建外国債券の売買については、呼値を行う場合の最低数量は、額面10万円又は額面100万円とする。</u></p> <p>(円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位)</p> <p>第 5 条 円貨建外国債券の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(円貨建外国債券の個別競争売買)</p> <p>第 6 条 円貨建外国債券の個別競争売買は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号の規定にかかわらず、売買単位を額面10万円とする銘柄について、額面100万円の券種による売付</u></p>

(2) 前号の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(呼 値)

第7条 (略)

2 (略)

3 外貨建外国債券(額面金額及び利子が本邦通貨以外の通貨で表示されている外国債券をいう。以下同じ。)の呼値の単位は、100ポイントにつき、0.01ポイントとする。この場合において、次条第2号に規定する売買単位を100ポイントとする。

4・5 (略)

(売買単位)

第8条 外国債券の売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

当取引所が定めるところにより、額面1,000万円、額面100万円又は額面10万円とする。

(2) 外貨建外国債券

銘柄ごとに、額面金額とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている外国債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。
- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成1

けに係る呼値が、額面100万円の整数倍以外の数量の買呼値と対当することとなるときは、売買を不成立とする。

(3) 第1号の場合において、売呼値の合計数量と買呼値の合計数量とが合致する一定の値段が二つ以上あるときの約定値段は、これらの値段のうちに直前の約定値段と同一の値段があるときは、当該値段とし、直前の約定値段と同一の値段がないときは、直前の約定値段に最も近接する値段とする。ただし、当取引所が直前の約定値段を基準とすることが適当でないとき認めるときは、当取引所がその都度定める値段とする。

(呼 値)

第7条 (略)

2 (略)

3 外貨建外国債券の呼値の単位は、100ポイントにつき、0.01ポイントとする。この場合において、次条第2号に規定する売買単位を100ポイントとする。

4・5 (略)

(売買単位)

第8条 外国債券の売買単位は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

当取引所が定めるところにより、額面10万円又は額面100万円とする。

(2) 外貨建外国債券

銘柄ごとに、発行されている券種の最小額面金額とする。

8年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた外貨建外国債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第8条第2号の規定の適用については、「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) <u>法第2条第1項第3号に定める債券の発行者</u> 最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、当取引所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p> <p><u>第3条 削除</u></p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該債券の本券の見本</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに法第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p>2 債券の上場を申請しようとする者が、次の各号に該当する者の場合は、前項各号に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) <u>証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第3号に定める債券の発行者</u> 最近3事業年度の経理の状況を記載した書類。ただし、当取引所の上場有価証券の発行者である場合には、提出を要しない。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号又は第3号に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(当取引所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p> <p><u>(上場銘柄数)</u></p> <p><u>第3条 債券の上場銘柄数は、同一の発行者について1銘柄とする。ただし、当取引所が特に必要と認めた債券については、この限りでない。</u></p>

(社債券の上場審査基準)

第4条 社債券(新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 消化件数が1,000件と同程度以上であること。

c 額面金額が、10万円、100万円又は1,000万円のいずれかであること。

d 指定振替機関(当取引所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時まで取扱いの対象となる見込みがあること。

2 (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第6条 上場債券の発行者は、第2条第1項第6号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(適時開示に係る宣誓書)

第6条の2 第2条第1項第6号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他当取引所が定める者は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(社債券の上場廃止基準)

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該

(社債券の上場審査基準)

第4条 社債券(新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 本券の券面総額が当該債券の未償還額面総額の10%以上であり、消化件数が1,000件と同程度以上であること。

c 当該債券発行後の経過年数が3年以内であること。

d 本券が当取引所の定めるところに従って作成されているものであること。

2 (略)

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第6条 上場債券の発行者は、第2条第1項第7号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

2 (略)

(適時開示に係る宣誓書)

第6条の2 第2条第1項第7号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他当取引所が定める者は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(社債券の上場廃止基準)

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該

当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、
第2条第1項第5号若しくは第6号又は第6条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) 未償還額面総額が3億円未満となった場合

(2) 最終償還期限が到来する場合

(3)・(4) (略)

(5) 指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 (略)

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

付 則

1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券(国債証券、新株予約権付社債券及び新株予約権証券と同時に募集され、かつ、同時に割り当てられた社債券を除く。)が、平成19年12月31日までに指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならなかった場合には、平成20年1月31日に上場廃止する。

3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る

当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) (略)

(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、
第2条第1項第6号若しくは第7号又は第6条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、第2号に該当する銘柄であって、当取引所が特に必要と認めるものについては、上場を廃止しないことができる。

(1) 未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合

(2) 残存年数が1年未満となった場合

(3)・(4) (略)

(新設)

(5) (略)

(社債券以外の債券の上場廃止)

第8条 (略)

2 社債券以外の債券の上場銘柄が前条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。ただし、前条第2項第2号に該当する銘柄であって、当取引所が特に必要と認めるものについては、上場を廃止しないことができる。

改正後の第4条第1項第2号cの規定の適用については、同規定中「額面金額」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(債券の売買単位)</p> <p>第12条 規程第15条第4号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、<u>額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。</u></p> <p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第19条 規程第27条に規定する税額相当額として当取引所が定める額は、利子に100分の20を乗じて算出した額(円位未満は切り捨てる。)とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。</p> <p>2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。</p> <p>3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第12条の規定の適用については、同条中「額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円」とあるのは「額面金額の最低額」とする。</p>	<p>(債券の売買単位)</p> <p>第12条 規程第15条第4号に規定する債券の売買単位は、銘柄ごとに、<u>発行されている券種の最小額面金額が、額面1,000万円である場合は額面1,000万円とし、その他の場合は額面100万円とする。</u></p> <p>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</p> <p>第19条 規程第27条に規定する税額相当額として当取引所が定める額は、<u>利札面に記載する</u>利子に100分の20を乗じて算出した額(円位未満は切り捨てる。)とする。</p>

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、<u>(k)の2から(m)の2までの規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。</u></p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p><u>(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u></p> <p><u>(f) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u></p> <p><u>(g) (略)</u></p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a) 上場債券の発行者の発行する普通株が監理ポストに割り当てられることとなった場合又はこれと同等の状態となったと当取引所が認めた場合。ただし、当該普通株が第1号aの(a)から(d)まで、(e)の2、<u>(l)及び(m)の2の規定により監理ポストへ割り当てられることになった場合の上場債券については、この限りでない。</u></p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(e) 債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合</u></p> <p><u>(f) (略)</u></p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより<u>残存年数が1年未満となった場合に限る。</u>)、第4号若しくは</p>

第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(g)までに定めるところによる。

(a)~(d) (略)

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第6号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(g) 前条第4号aの(g)の場合

同(g)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(g)ロに該当した場合は、当該開示を

第5号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4(2)hに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項本文のうち「未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「残存年数が1年未満となった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理ポストに割り当てる。

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(f)までに定めるところによる。

(a)~(d) (略)

(新設)

(e) 前条第4号aの(e)の場合には、当取引所が必要と認めた日から当取引所が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第2項第5号(同特例第8条第2項の規定による場合を含む。)に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該当取引所が必要と認めた日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(f) 前条第4号aの(f)の場合

同(f)イに該当した場合は、当該最終日の翌日とし、同(f)ロに該当した場合は、当該開示を

行った日の翌日とし、同(g)八に該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い5(2)のa、b、d、f、g又はhに定める上場廃止日の前日までとする。

(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、当取引所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号aの(g)に定める前条第4号aの(g)口に該当した場合

当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

行った日の翌日とし、同(f)八に該当した場合は、当該8日目の日の翌日とする。

b 整理ポストへの割当期間

整理ポストへの割当期間は、当取引所が当該債券の上場廃止を決定した日の翌日から債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4(2)のa、b、d、f 又は gに定める上場廃止日の前日までとする。

(5) (略)

2 前項の場合(同項第1号aの(b)及び(c)並びに同項第2号aの(a)に該当する場合を除く。)において、当取引所が必要と認めるときは、監理ポストへの割当期間の始期については、次の各号に定める時とし、監理ポストへの割当期間の終期については、同項各号において監理ポストへの割当期間の最終日として規定する日の当取引所がその都度定める時とすることができるものとする。

(1) (略)

(2) 前項第1号aの(d)に定める前条第1号aの(i)口に該当した場合又は同項第4号aの(f)に定める前条第4号aの(f)口に該当した場合

当該開示を行った日の当取引所がその都度定める時

(3) (略)

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2条 削除</p> <p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券(国債証券を除く。以下この項において同じ。)の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の</p>	<p>(円貨建外国債券の普通取引についての差引計算)</p> <p>第2条 規程第6条第1号かつこ書に規定する円貨建外国債券の売付数量と買付数量についての差引計算は、<u>売買契約締結ごとの売付数量及び買付数量を額面100万円未満の数量の部分と額面100万円の整数倍の数量の部分とに分ち、それぞれの数量の部分ごとに行うものとする。</u></p> <p>(引渡有価証券)</p> <p>第3条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 債券(次号に掲げるものを除く。)は、売買単位の額面金額の券種の債券又は他の券種で各債券の表示する額面金額の合計額が売買単位の額面金額となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。ただし、円貨建外国債券の売買のうち、売買単位を額面10万円とする銘柄の売買における売買契約締結ごとの額面100万円の整数倍の数量の部分について決済のために引き渡す円貨建外国債券は、額面100万円の券種であって、かつ、無記名のものによることができる。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の有価証券(国債証券を除く。以下この項において同じ。)の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の</p>

引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 利付債券（新株予約権付社債券等を除く。）及び利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

3 （略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている債券（国債証券及び新株予約権付社債券等を除く。）については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする決済から改正後の規定を適用する。

引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日（当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日）までに行わなければならない。

(1)～(4)（略）

(5) 利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

3 （略）

(削る)

(削る)

(呼値に関する事項)

第6条 外国債券特例第7条第5項の規定により、外国債券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

a (略)

(削る)

(削る)

(削る)

b (略)

c (略)

d (略)

e 気配表示を行う時期等

前dの気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

f 気配表示の更新

dの気配表示は、当該呼値を表示した時から当

(1) 売買単位を額面10万円とする銘柄

数量の多い呼値から少ない呼値の順序(売呼値については、100万円券種呼値からそれ以外の呼値の順序で、それぞれ数量の多い呼値から少ない呼値の順序)で、次のとおりとする。

a 第1順位

額面100万円の整数倍の数量の呼値

b 第2順位

前a以外の呼値

(2) 売買単位を額面100万円とする銘柄

外国債券特例第5条に規定する呼値の順序とする。

(呼値に関する事項)

第6条 外国債券特例第7条第5項の規定により、外国債券の呼値に関し当取引所が定める事項は、次の各号に定めるところによる。

(1) 円貨建外国債券

a (略)

b 呼値を行う場合の最低数量

呼値を行う場合の最低数量は、売買単位を額面10万円とする銘柄については額面10万円とし、売買単位を額面100万円とする銘柄については額面100万円とする。

c 券種の制限

売呼値は、額面10万円又は額面100万円の券種による売付けに係る呼値でなければならない。

d 券種の指示

取引参加者は、売買単位を額面10万円とする銘柄について、100万円券種呼値を行うときは、その旨を当取引所に指示しなければならない。

e (略)

f (略)

g (略)

h 気配表示を行う時期等

前gの気配表示を行う時期及びその値段は、当取引所がその時の呼値の状況等を勘案してその都度定めるものとする。

i 気配表示の更新

gの気配表示は、当該呼値を表示した時から当

取引所が適当と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段をもって更新することができる。

g (略)

(2) 外貨建外国債券

前号の規定を準用する。この場合において、同号 f 中「30銭幅以内」とあるのは「0.30ポイント幅以内」と読み替える。

(円貨建外国債券の売買単位)

第7条 外国債券特例第8条第1号に規定する円貨建外国債券の売買単位は、銘柄ごとに、額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円とする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に当取引所に上場されている外国債券については、保管振替機構が振替業において取扱いを開始する日として当取引所が定める日を決済日とする売買から改正後の規定を適用する。
- 3 保管振替機構の定める社債等に関する業務規程平成18年1月10日改正附則第2条の規定において一般債とみなされた円貨建外国債券のうち、額面金額が複数あるものに係る改正後の第7条の規定の適用については、同条中「額面1,000万円である場合は額面1,000万円、額面100万円である場合は額面100万円、額面10万円である場合は額面10万円」とあるのは「額面金額の最低額」とする。

取引所が適当と認める時間を経過するごとに、30銭幅以内の値段をもって更新することができる。

i (略)

(2) 外貨建外国債券

売買の種類の指示及び成行呼値の禁止等について前号 a 及び e から j までの規定を準用する。この場合において、同号 i 中「30銭幅以内」とあるのは「0.30ポイント幅以内」と読み替える。

(円貨建外国債券の売買単位)

第7条 外国債券特例第8条第1号に規定する円貨建外国債券の売買単位は、銘柄ごとに、発行されている券種の最小額面金額が、額面10万円である場合は額面10万円とし、額面100万円である場合は額面100万円とする。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>（削る）</p> <p>(2) 第2条第1項第6号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</p> <p>(3) 第2条第1項第6号に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>(4)（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第1項第2号dに規定する当取引所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>3 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第6条の2に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</p> <p>a 第6条の2に規定する宣誓書（第2条第1項第6号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同</p>	<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>第2条第1項第3号に規定する「当該債券の本券の見本」には、当取引所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(3) 第2条第1項第7号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</p> <p>(4) 第2条第1項第7号に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 <u>上場銘柄数の取扱い（債券特例第3条関係）</u></p> <p><u>第3条ただし書の規定により、当取引所が特に必要と認める債券は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>国債証券</u></p> <p>(2) <u>当取引所の上場会社間の合併により解散した会社の当取引所に上場されていた社債券</u></p> <p>(3) <u>外国国債証券等</u></p> <p>3 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第2号dの規定により、<u>当取引所が定める本券（利札を含む。）の様式は、株券上場審査基準の取扱い2(10)（株券の様式）によるものとする。</u></p> <p>3の2 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第6条の2に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</p> <p>a 第6条の2に規定する宣誓書（第2条第1項第7号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同</p>

じ。)に署名を行った代表者又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき

b (略)

(4) 第6条の2に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (4)に規定する書面(1(3)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。

4 (略)

5 債券の上場廃止の取扱い(債券特例第7条及び第8条関係)

(1) 第7条第2項第2号に規定する「最終償還期限が到来する場合」(第8条第2項の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。)には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第7条第1項第1号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日(上場社債券の発行者(上場会社を除く。)が第7条第1項第1号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、当取引所が定める日)と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

b 第7条第1項第2号、同条第2項第1号、第8条第1項(⊖に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」に該当することとなった銘柄については、原則として、当取引所が

じ。)に署名を行った代表者又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき

b (略)

(4) 第6条の2に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (4)に規定する書面(1(4)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。

3の3 (略)

4 債券の上場廃止の取扱い(債券特例第7条及び第8条関係)

(1) 第7条第2項第2号に規定する「残存年数が1年未満となった場合」(第8条第2項本文の規定に基づき第7条第2項第2号が適用される場合を含む。)には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満となった場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書)等の書面による報告を受けたときに、第7条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(2) 第7条又は第8条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第7条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日(上場社債券の発行者(上場会社を除く。)が第7条第1項第2号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、当取引所が定める日)と同日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

b 第7条第1項第1号、同条第2項第1号、第8条第1項(⊖に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項本文のうち「未償還額面総額が3億円未満又は上場日現在の未償還額面総額の20%未満となった場合」に該当することと

当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日

d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休業日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して5日前の日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（削る）

（削る）

e 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日

g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄に

なった銘柄については、原則として、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第7条第2項本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限までの残存年数が1年未満となった銘柄については、該当日の属する月の翌月の初日

d 第7条第2項本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより残存年数が1年未満となった銘柄については、次に掲げる日とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(a) 当該銘柄が外国国債証券等以外である場合

繰上償還の日から起算して4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（当該銘柄の繰上償還の日が休業日に当たるときは、繰上償還の日から起算して5日前の日）

(b) 当該銘柄が外国国債証券等である場合

繰上償還の日から起算して4日前の日

e 第7条第2項本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第7条第2項本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、他の会社へ営業を承継する吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が承継される銘柄については、分割期日から起算して4日前の日

（新設）

については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して4日前の日

h 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日

i (略)

(3) 前(2)cの規定にかかわらず、第8条第2項に該当することとなった国債証券のうち、最終償還期限が到来する銘柄の上場廃止日は、最終償還期日から起算して7日前の日とする。

6 (略)

付 則

この改正規定は、平成18年1月10日から施行する。

g 第7条第2項本文又は第8条第2項本文に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日

h (略)

(3) 第8条第2項ただし書の規定により、当取引所が特に必要と認める銘柄は、国債証券の各銘柄とし、その上場廃止日は、最終償還期日から起算して7日前の日とする。

5 (略)